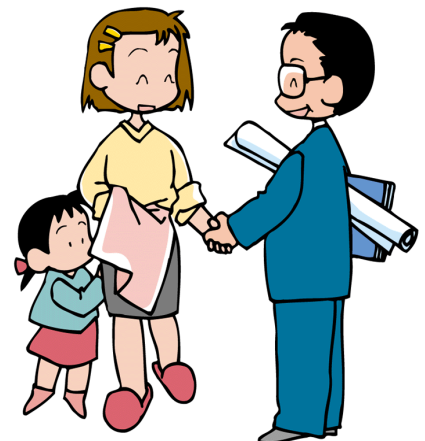


■正誤問題 (過去に出題された選択肢) 22 問

工事契約に関する問題です。○×で回答して下さい。

1. 請負者は、契約を結んだ後、すみやかに請負代金内訳書及び工程表を監理者に提出してその承認を受ける。
2. 請負工事中の出来形部分を工事現場に搬入した工事材料・建築設備の機器などに火災保険を掛ける者は、通常、発注者である。
3. 発注者は、工事が工程表より著しく遅れ、工期内又は期限後相当期間内に、請負者が工事を完成する見込みがないと認められるときは、書面をもって工事を中止し又はこの契約を解除することができる。
4. 請負者は、監理者の処置が著しく適当でないと認められるときは、発注者に対して異議を申し立てることができる。
5. 発注者が支給する工事材料に対する監理者の検査又は試験の結果について疑義のあるときは、請負者はその再検査又は再試験を求めることができる。
6. 請負者は、発注者の書面による承諾を得ずに、請け負った工事を一括して第三者に請け負わせてはならない。
7. 請負者は、工事材料・建築設備の機器の品質が設計図書に明示されていない場合は、中等の品質を有するものとすることができる。
8. 現場代理人は、主任技術者を兼ねることができない。
9. 通常、請負工事中の出来形部分と工事現場に搬入した工事材料・建築設備の機器などに火災保険を掛ける者は、請負者である。
10. 請負者は、工事現場内に搬入した工事材料・建築設備の機器を、監理者の承認を受けないで工事現場外に持ち出してはならない。
11. 通常、鉄筋コンクリート造の建築物の瑕疵担保期間は、引渡しの日から3年間である。
12. 契約に関する紛争の解決方法を、工事請負契約書に記載した。
13. 工事請負契約書には、物価水準等の変動に基づく請負代金額の変更に関する事項についても記載する。
14. 発注者は、工事目的物の一部を請負者の承諾を得て、引渡し前に使用することができる。

15. 現場代理人は、主任技術者を兼ねることができる。
16. 工事請負契約書には、主任技術者の氏名及び資格を記載する必要はない。
17. 請負者は、発注者の承諾なしに、請負った工事を一括して第三者に請け負わせた。
18. 工事請負契約書には、工事価格に応じた収入印紙を貼る。
19. 工事請負契約書には、天災その他の不可抗力による損害の負担についても記載する。
20. 主任技術者の氏名及び資格を、工事請負契約書に記載しなかった。
21. 監理技術者が、現場代理人を兼任した。
22. 工事の着手の時期及び工事完成の時期を、工事請負契約書に記載した。



■正誤問題 解答編

1. 請負者は、契約を結んだ後、すみやかに請負代金内訳書及び工程表を監理者に提出してその承認を受ける。
1. ○
2. 請負工事中の出来形部分を工事現場に搬入した工事材料・建築設備の機器などに火災保険を掛ける者は、通常、発注者である。
2. × **発注者ではなく請負者です。**
3. 発注者は、工事が工程表より著しく遅れ、工期内又は期限後相当期間内に、請負者が工事を完成する見込みがないと認められるときは、書面をもって工事を中止し又はこの契約を解除することができる。
3. ○
4. 請負者は、監理者の処置が著しく適当でないと認められるときは、発注者に対して異議を申し立てることができる。
4. ○
5. 発注者が支給する工事材料に対する監理者の検査又は試験の結果について疑義のあるときは、請負者はその再検査又は再試験を求めることができる。
5. ○
6. 請負者は、発注者の書面による承諾を得ずに、請け負った工事を一括して第三者に請け負わせてはならない。
6. ○
7. 請負者は、工事材料・建築設備の機器の品質が設計図書に明示されていない場合は、中等の品質を有するものとするすることができる。
7. ○
8. 現場代理人は、主任技術者を兼ねることができない。
8. × **兼ねることができます。**
9. 通常、請負工事中の出来形部分と工事現場に搬入した工事材料・建築設備の機器などに火災保険を掛ける者は、請負者である。
9. ○

10. 請負者は、工事現場内に搬入した工事材料・建築設備の機器を、監理者の承認を受けずに工事現場外に持ち出してはならない。

10. ○

11. 通常、鉄筋コンクリート造の建築物の瑕疵担保期間は、引渡しの日から3年間である。

11. × **鉄筋コンクリート造の建築物の瑕疵担保期間は、引渡しの日から2年間です。**

12. 契約に関する紛争の解決方法を、工事請負契約書に記載した。

12. ○

13. 工事請負契約書には、物価水準等の変動に基づく請負代金額の変更に関する事項についても記載する。

13. ○

14. 発注者は、工事目的物の一部を請負者の承諾を得て、引渡し前に使用することができる。

14. ○

15. 現場代理人は、主任技術者を兼ねることができる。

15. ○

16. 工事請負契約書には、主任技術者の氏名及び資格を記載する必要はない。

16. ○

17. 請負者は、発注者の承諾なしに、請負った工事を一括して第三者に請け負わせた。

17. × **請負者は、あらかじめ発注者の書面による承諾を得なければ、第三者に請け負わせることはできません。**

18. 工事請負契約書には、工事価格に応じた収入印紙を貼る。

18. ○

19. 工事請負契約書には、天災その他の不可抗力による損害の負担についても記載する。

19. ○

20. 主任技術者の氏名及び資格を、工事請負契約書に記載しなかった。

20. ○

21. 監理技術者が、現場代理人を兼任した。

21. ○

22. 工事の着手の時期及び工事完成の時期を、工事請負契約書に記載した。

22. ○